

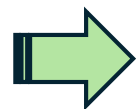
# 令和 8 年度障害福祉サービス等経営実態調査

へのご協力をお願いいたします。

厚生労働省では、本年 6 月に「令和8年度障害福祉サービス等経営実態調査」を実施いたします。

- 本調査は、**令和 9 年度障害福祉サービス等報酬改定のための基礎資料等として活用される大変重要な統計調査**です。
- 調査票が届いた障害福祉サービス等事業所・施設の皆さまにおかれましては、本調査へのご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

調査回答期間



調査票の到着後（6月下旬頃）～7月下旬頃まで

※本調査は無作為抽出調査のため、6月末までに調査票が届かない事業所・施設においては、今回の調査対象ではございません。

ご回答いただいた内容は、令和 9 年度障害福祉サービス等報酬改定の検討などに活用されます

調査票回答



集計・分析



報酬改定の検討



報酬へ反映



# 令和8年度障害福祉サービス等経営実態調査

へのご協力をお願いいたします。

## 調査の内容

- 障害福祉サービス等の提供状況（利用者数等）
- 設備等の状況
- 介護テクノロジーの導入状況
- コンサルティングサービス及びフランチャイズ費用等の状況
- 職員配置や職員給与の状況
- 令和7年度の事業収入（収益）の状況
- 令和7年度の事業支出（費用）の状況

調査票のサンプルはこちら↓

【厚生労働省HP】

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001669923.pdf>

※統計法第41条により、回答いただいた調査報告の秘密は厳守され、行政上の経営管理や税務調査のための資料といった、統計の作成以外の目的に使用することはありません。

## ◎回答に必要な資料

調査にご回答いただくにあたり、  
右記の資料を事前にご用意いただくと  
スムーズに回答いただけます。

- ・ 令和7年10月の利用者数等が分かる資料
- ・ 令和7年10月の職員数、給与支給を管理している資料  
（シフト表、賃金台帳等）
- ・ 令和7年10月の食事提供回数分かる資料  
（栄養管理報告書など）
- ・ 令和7年度の決算資料（損益計算書または事業活動計画書、  
キャッシュフロー計算書または賃金支出計算書など）
- ・ 毎月の自立支援給付費等収益等が分かる資料  
（国保連合会から送付される明細書など）
- ・ 令和7年度のコンサルティング費用、フランチャイズ費用が分かる資料

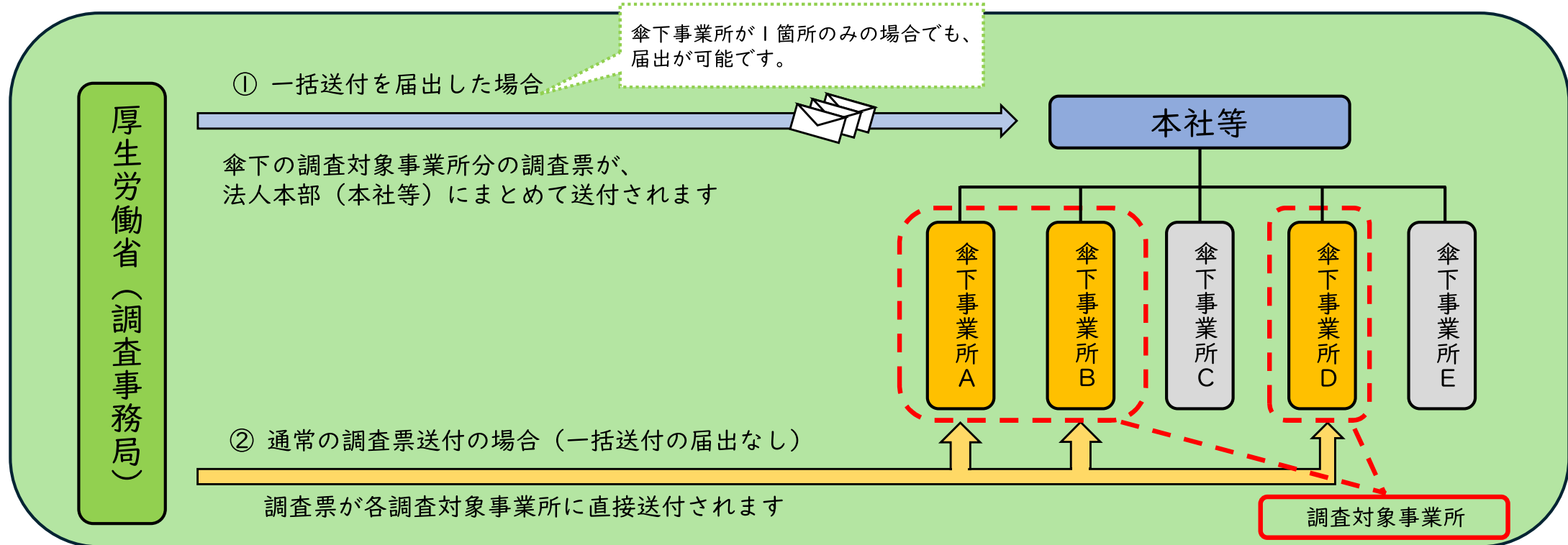
## 「一括送付」の仕組みを導入しています

★ 「一括送付」とは、事前に届出いただいた法人本部（本社等）宛に、傘下の調査対象事業所分の調査票をまとめて送付する仕組みです（下図①）。

★ 法人本部（本社等）の方にもご協力いただくことで、より円滑に回答が出来るようになりますので、積極的にご活用いただくようお願いいたします。

※ 「一括送付」が不要の場合は、通常の調査方法（下図②）にて調査対象事業所宛に調査票を送付いたしますので、届出の必要はありません。

※ 「一括送付」の届出は、傘下に施設・事業所を有する法人本部（本社等）のみが可能です。傘下に属する各施設・事業所からの届出は受け付けておりませんので、ご注意ください。



## 「一括送付」の仕組みを導入しています

### 【一括送付の届出方法】

- ・ 下記のURLを入力し、届出書をダウンロードしてください。
- ・ 届出書に必要事項を記入の上、提出先メールアドレス宛までお送りください。

届出書のダウンロードはこちらから

【提出期限】 **6月4日（木）まで**

【提出先】 [hyouka-kijyun3@mhlw.go.jp](mailto:hyouka-kijyun3@mhlw.go.jp)

【厚生労働省HP 一括送付の仕組みの創設について】

[https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/shougaihukushi\\_shikumi.html](https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/shougaihukushi_shikumi.html)

### 「一括送付」手続きの流れ

#### Step 1 届出書のダウンロード

6月4日まで

#### Step 2 届出書の記入・提出

6月下旬頃～

#### Step 3 調査対象事業所のお知らせ Step 4 調査票の受け取り

※Step3と4は前後する場合があります。

7月下旬頃まで

#### Step 5 調査票の提出

- ・ 「一括送付」を希望する場合、厚生労働省HPから届出書をダウンロードしてください。
- ・ 届出書に必要事項を記入の上、提出先メールアドレスへお送りください。
- ・ 調査事務局より、法人本部ご担当者様へ、調査対象となった事業所をお知らせいたします。
- ・ 法人本部宛（届出書記載の住所）に、調査対象となった事業所の調査票がまとめて送付されます。
- ・ 調査票を記入いただき、オンライン又は郵送にてご提出をお願いします。